

第 119 期 中 間 決 算 公 告

平成 23 年 12 月 29 日

徳島県徳島市富田浜一丁目 16 番地

株式会社 徳島銀行

取締役頭取 吉 岡 宏 美

中間貸借対照表 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金	128,075	預 金	1,156,576
商 品	108	譲 渡 性 預 金	21,827
金 有 価 証 信	4,503	借 用 金	13,133
金 銭 の 証 信	250,097	外 国 為 替 債	11
有 価 証 金 替 産	865,384	そ の 他 の 負 債	8,880
外 国 為 替 産	2,677	未 払 法 人 税 等	50
そ の 他 の 資 産	5,043	リ 一 ス 債 務	2
有 形 固 定 資 産	13,038	資 産 除 去 債 務	35
無 形 固 定 資 産	64	そ の 他 の 負 債	8,791
繰 上 償 却 資 産	10,125	役 員 賞 与 引 当 金	12
支 払 倒 産 債 権	4,950	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	111
	△16,550	偶 発 損 失 引 当 金	109
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,242
		支 払 承 諾	4,950
		負債の部合計	1,206,856
		(純資産の部)	
		資 本 金	11,036
		資 本 剰 余 金	9,514
		資 本 準 備 金	9,514
		利 益 剰 余 金	39,423
		利 益 準 備 金	2,280
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	37,142
		別 途 積 立 金	34,638
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,504
		株主資本合計	59,973
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△623
		繰 延 へ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,311
		評価・換算差額等合計	687
		純資産の部合計	60,661
資産の部合計	1,267,518	負債及び純資産の部合計	1,267,518

中間損益計算書(平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	13,504
資 金	運 用 収 益	11,333
	(うち貸出金利利息)	(9,641)
	(うち有価証券利息配当金)	(1,623)
役務	取 引 等 収 益	1,079
そ の	他 業 務 収 益	512
そ の	他 経 常 収 益	579
経常	費 用	11,819
資 金	調 達 費 用	732
	(うち預金利息)	(643)
役務	取 引 等 費 用	649
そ の	他 業 務 費 用	149
営 業	の 他 経 常 費 用	7,148
そ の	他 経 常 費 用	3,140
経特	常 利 益	1,684
特 別	別 利 損	—
税 引	前 中 間 純 利 益	37
法 人 税	、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,646
法 人 税	等 調 整 額	13
法 人 税	等 合 計	880
中 間	純 利 益	894
		752

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7 年～50 年
その他	3 年～20 年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,053 百万円であります。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用 1,144 百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
----------	---
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

（役員退職慰労引当金）

当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上していましたが、役員退職慰労金制度の廃止により、平成23年6月開催の当行の定時株主総会及び取締役会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。

これに伴い、当中間会計期間において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給分440百万円を「その他の負債」に含めて計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 447百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,746百万円、延滞債権額は25,560百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は149百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,123百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,580百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,980百万円

であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 21,094 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 9,920 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 27,517 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 330 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,879 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 133,479 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第 2 条第 3 号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,628 百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,000 百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 6,250 百万円であります。

13. 単体自己資本比率（国内基準） 9.09%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 269 百万円を含んでおります。

2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。

有形固定資産 275 百万円

無形固定資産 ー 百万円

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 399 百万円、貸倒引当金繰入額 1,112 百万円、株式等売却損 462 百万円及び株式等償却 987 百万円を含んでおります。

4. 「特別損失」は、固定資産処分損 3 百万円及び減損損失 34 百万円であります。

5. 当中間期において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 34 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 13 百万円、建物 20 百万円及びその他の有形固定資産 0 百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗等	徳島県内	34 百万円

営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき算出しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	797	819	22
	そ の 他	596	596	0
	小 計	1,393	1,416	22
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	1,000	801	△198
	小 計	1,000	801	△198
合 計		2,393	2,218	△175

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	273
関連法人等株式	—
合 計	273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種 類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,298	3,787	510
	債 券	142,951	139,996	2,954
	国 債	86,551	84,704	1,847
	地 方 債	12,811	12,415	395
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	43,588	42,876	711
	そ の 他	33,979	33,074	904
	小 計	181,229	176,859	4,370
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	11,333	13,863	△2,530
	債 券	19,897	19,951	△54
	国 債	4,493	4,500	△6
	地 方 債	271	271	△0
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	15,133	15,180	△47
	そ の 他	30,629	33,493	△2,863
	小 計	61,861	67,309	△5,448
合 計	243,090	244,168	△1,077	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	4,249
そ の 他	89
合 計	4,339

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,135百万円（うち株式986百万円、その他149百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,761 百万円
減価償却費	629
有価証券評価損	868
その他有価証券評価差額金	454
税務上の繰越欠損金	2,505
その他	561
繰延税金資産小計	12,782
評価性引当額	△2,535
繰延税金資産合計	10,246
繰延税金負債	
退職給付関係	△119
その他	△1
繰延税金負債合計	△120
繰延税金資産の純額	10,125 百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	786円16銭
1株当たり中間純利益金額	9円75銭

中間連結貸借対照表 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け	128,096	預 金	1,156,019	
商 品	有 価 証	108	譲 渡 性 預 金	21,827	
金 銭	の 信 託	4,503	借 用 金	13,955	
有 価 証	券	251,961	外 国 為 替	11	
貸 外 所 有 権	出 資 替 換 債	864,111	そ の 他 負 債	9,973	
そ の 他 資 産	為 替 債	2,677	役 員 賞 与 引 当 金	13	
有 形 固 定 資 産	資 産	7,317	退 職 給 付 引 当 金	14	
無 形 固 定 資 産	資 産	13,049	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15	
繰 上 償 却 資 産	資 産	72	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	111	
支 払 債 権	返 金	10,136	偶 発 損 失 引 当 金	109	
貸 倒 引 当	金	4,950	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,242	
		△16,744	支 払 承 諾	4,950	
			負債の部合計	1,208,245	
			(純資産の部)		
			資 本 金	11,036	
			資 本 剰 余 金	9,519	
			利 益 剰 余 金	40,095	
			株主資本合計	60,650	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△626	
			繰 上 償 却 へ ッ ジ 損 益	△0	
			土 地 再 評 価 差 額 金	1,311	
			その他の包括利益累計額合計	684	
			少 数 株 主 持 分	659	
			純資産の部合計	61,994	
資産の部合計		1,270,240	負債及び純資産の部合計	1,270,240	

中間連結損益計算書 (平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		13,815
資金運用収益		11,403
(うち貸出金利)	(9,705)	
(うち有価証券利息配当)	(1,628)	
役務取引等収益		1,317
その他の業務収益		512
その他の経常収益		581
経常費用		12,168
資金調達費用		740
(うち預金利息)	(643)	
役務取引等費用		648
その他の業務費用		149
営業経常費用		7,441
その他の経常費用		3,189
経常特別利益		1,646
経常特別損失		4
経常特別損益		37
税金等調整前中間純利益		1,613
法人税、住民税及び事業税	21	
法人税等調整額	907	
法人税等合計		928
少数株主損益調整前中間純利益		684
少数株主損		△107
中間純利益		792

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

株式会社徳銀ソフト

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,053百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用1,144百万円は「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(追加情報)

当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止により、平成23年6月開催の当行の定時株主総会及び取締役会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。

これに伴い、当中間連結会計期間において、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給分440百万円を「その他負債」に含めて計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

12. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 173百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,780百万円、延滞債権額は25,623百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は154百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,123百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,682百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,980百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 21,129百万円
担保資産に対応する債務
借入金 9,920百万円
その他負債 50百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券27,517百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は339百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、153,449百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが153,049百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 12,635百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 6,250 百万円であります。
13. 連結自己資本比率（国内基準） 9.22%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 269 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 425 百万円、貸倒引当金繰入額 1,127 百万円、株式等売却損 462 百万円及び株式等償却 987 百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」は、持分変動利益 4 百万円であります。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損 3 百万円及び減損損失 34 百万円であります。
5. 当中間連結会計期間において、営業用店舗のうち、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 34 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地 13 百万円、建物 20 百万円及びその他の有形固定資産 0 百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗等	徳島県内	34 百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（または各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に基づき算出しております。

6. 中間連結包括利益計算書における中間包括利益の金額は 590 百万円であります。

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります、なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注 2)を参照ください。)。また、中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	128,096	128,096	0
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	108	108	—
(3) 金銭の信託	4,503	4,503	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	2,393	2,218	△175
其他有価証券	243,295	243,295	—
(5) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	864,111 △16,446		
	847,664	852,810	5,147
資産計	1,226,061	1,231,031	4,969
(1) 預金	1,156,019	1,156,956	937
(2) 譲渡性預金	21,827	21,834	6
(3) 借入金	13,955	14,062	107
負債計	1,191,803	1,192,854	1,051
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	112	112	—
ヘッジ会計が適用されているもの	14	14	—
デリバティブ取引計	127	127	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 商品有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する価格によっております。

(3) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額を時価としております。これにより、市場価格を時価として算定した場合と比べて、「有価証券」が 659 百万円増加、「繰延税金資産」が 266 百万円減少、「其他有価証券評価差額金」が 392 百万円増加しております。なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、10 年国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法により算定されており、価格決定変数は 10 年国債の利回り及び同利回りのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定され

る利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(複合金融商品)、通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関から提示された価格や割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
①非上場株式(*1)(*2)	6,182
②組合出資金(*3)	89
合 計	6,272

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種 類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時 価(百万円)	差 額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	797	819	22
	そ の 他	596	596	0
	小 計	1,393	1,416	22
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	1,000	801	△198
	小 計	1,000	801	△198
合 計		2,393	2,218	△175

2. その他有価証券（平成23年9月30日現在）

	種 類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	4,450	3,915	535
	債 券	142,951	139,996	2,954
	国 債	86,551	84,704	1,847
	地 方 債	12,811	12,415	395
	短期社債	—	—	—
	社 債	43,588	42,876	711
	そ の 他	33,979	33,074	904
	小 計	181,382	176,987	4,394
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	11,333	13,863	△2,530
	債 券	19,949	20,003	△54
	国 債	4,493	4,500	△6
	地 方 債	271	271	△0
	短期社債	—	—	—
	社 債	15,185	15,232	△47
	そ の 他	30,629	33,493	△2,863
	小 計	61,913	67,361	△5,448
合 計		243,295	244,348	△1,053

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,135百万円（うち株式986百万円、その他149百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年9月30日現在）

該当ありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	794円89銭
1株当たり中間純利益金額	10円26銭

以 上